

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第182号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

附則に次の3項を加える。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

- 4 第4条第1項の規定にかかわらず、京北町の区域の編入の日(以下「編入日」という。)前に同町の区域内(以下「旧町区域内」という。)において事業用大規模建築物を所有する者は、編入日以後速やかに廃棄物管理責任者を選任し、平成17年5月31日までに廃棄物管理責任者選任届によりその旨を市長に届け出なければならない。この場合において、第3号様式中「第4条関係」とあるのは、「附則第4項関係」と読み替えるものとする。
- 5 第10条の規定にかかわらず、編入日前に旧町区域内において法第12条の2第6項に規定する事業所を設置している事業者で、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しているものは、平成17年4月30日までに、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書を市長に提出しなければならない。この場合において、第6号様式中「第10条関係」とあるのは「附則第5項関係」と、同様式注以外の部分中「第10条」とあるのは「附則第5項」と読み替えるものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、旧町区域内におけるこの規則の適用に関し必要な経過措置は、所轄局長が定める。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日(平成17年4月1日)から施行する。

(環境局事業部廃棄物指導課)